

平成31年度 国保税の税率等決定 国保税賦課額は前年に比べ2・3%増

国民健康保険(国保)税は、加入者の医療費や後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

昨年度から国保事業が県単

位化され、兵庫県も保険者と位置付け本市と共に国保運営を行っています。

本年度の国保税の算定に当たり、前年度繰越金の2分の1相当額の1億4千万円を国保税軽減に活用するとともに、財政調整基金を8千万円取り崩した結果、1人当たりの国保税賦課額は、前年度に比べ2・3%の増となりました。

1世帯当たりの国保税額の決まり方

国保税は①医療保険分(以下「医療分」)、②後期高齢者等支援金分(以下「支援金分」)、③介護納付金分(以下「介護分」)。40歳以上65歳未満の方

援金分納付金の額から国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

③介護分(国が定める介護費

定) 県が算定した後期高齢者支援金分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

②支援金分(国が定める後期高齢者医療費の額から算

定) 県が算定した医療分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

①医療分(1年間に予想される医療費の総額から算定) 県が算定した医療分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

国保税
II
①医療分
+
②支援金分
+
③介護分

が対象)の三つの課税区分の合計額が、その世帯の国保税額となります。また、各課税区分の税額は、世帯加入者の所得、固定資産、人數などの状況に応じて、それぞれの税率等で算出します。

合計額が、その世帯の国保税額となります。また、各課税

所得、固定資産、人數などの

状況に応じて、それぞれの税

率等で算出します。

用の額から算定

県が算定した介護分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

県が算定した介護分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

世帯主が国保加入者でなくとも、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

納税義務者は世帯主

《平成31年度の課税区分ごとの税率》

課税区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(所得)	4.66%	2.49%	2.70%
資産割(固定資産税)	8.78%	4.64%	7.24%
均等割(被保険者数)	18,600円	9,500円	12,900円
平等割(1世帯につき)	14,100円	7,200円	6,700円
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後
7割 軽減	33万円	現行どおり
5割 軽減	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割 軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

区分	現行	改正後

<tbl_r cells="3" ix="4" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols

